

一般社団法人富山県優良住宅協会 会費規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人富山県優良住宅協会（以下「当法人」と言う。）の運営にあたり、会員が負担すべき入会金及び会費並びに賛助金、寄付金等について定めることを目的とする。

第2条（入会金・会費の納付）

入会を希望する者は、入会が承認を受けた後、入会金及び会費を当法人が指定した期日までに当法人が指定する金融機関口座に振り込むことにより入会となる。

第3条（入会金・会費）

会員は、入会金及び会費を負担する。

2 入会金及び会費額は、以下の通りとする。

(1) 正会員 入会金 金、30,000円 会費 月額 金、6,000円（年額 金、72,000円）

(2) 賛助会員

1) 法人・団体 会費（1口） 年額 金、120,000円

2) 特別協賛（後援） 会費（1口） 年額 金、360,000円

3) 個人 会費（1口） 年額 金、24,000円

(3) その他

1) 協会ホームページバナー広告費 年額 金、120,000円

3 会員は、当法人が指定した期日までに入会金及び会費を当法人が指定する金融機関口座に振り込むものとする。

第4条（臨時会費）

当法人は、当法人の収支状況に鑑み、役員会の議決に基づき、会員から臨時に会費を徴収することができる。

第5条（基金・寄付金）

当法人の行う事業に際し会員又は第三者から、基金・寄付金を募ることができる。

2 基金・寄付金は、その使途用途を明確にし、他の用途に使用することはできない。

3 基金・寄付金の募集、寄付金額等については、役員会で定める。尚、会員種別に応じ一律に寄付金を徴収する場合は、役員会の議決を要する。

第6条（賛助金等の返還）

当法人の正会員及び当法人の運営に協力し、目的等を限定して拠出を募り、納付された会員又は第三者からの賛助金等が、当法人の都合で、その目的の履行ができない場合に限り、当該賛助金を全額返還する。

【附 則】

協会ホームページバナー広告費は、年額 金、120,000円の一括払いとする。

平成30年 9月 3日（施行）

令和 7年10月 1日 第3条2（2）賛助会員会費改訂。賛助会員会費は、年額を一括払いとする。（3）の1）協会ホームページバナー広告費を追記。